

7西審国第6号  
令和8年1月19日

西東京市長 池澤 隆史 様

西東京市国民健康保険運営協議会  
会長 篠宮 武男

### 令和8年度の国民健康保険料のあり方について（答申）

令和7年8月18日付け7西市保第1147号で諮問がありましたのことについて、本協議会で審議し、その結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1 諒問事項

令和8年度の国民健康保険料のあり方について

##### 2 答申事項

(1) 令和8年度の保険料率については、西東京市国民健康保険財政健全化計画を踏まえ、次のように改定することが妥当である。

###### ① 基礎賦課額

所得割 100分の5.41から100分の5.63

被保険者均等割 31,600円から33,100円

###### ② 後期高齢者支援金等賦課額

所得割 100分の1.68から100分の1.81

被保険者均等割 6,500円から7,600円

###### ③ 介護納付金賦課額

所得割 100分の1.64から100分の1.72

被保険者均等割 14,300円から14,600円

###### ④ 子ども・子育て支援金賦課額（新規）

所得割 100分の0.28

被保険者均等割 1,900円

(2) 令和8年度税制改正において、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び国民健康保険税の低所得者に対する軽減判定所得の拡充が予定されている。国民健康保険料についても同様の政令改正が実施された際には、政令に従い実施すること。

### 3 答申理由

- (1) 一般会計からの法定外繰入は、給付と負担の関係が不明確となるほか、被保険者以外の市民に負担を求めることとなることから、計画的な解消・削減を図るため、令和2年3月に計画を策定した（令和7年3月改定。以下「西東京市健全化計画」という。）。令和8年度は、物価高騰による影響及び令和8年度から創設される「子ども・子育て支援金」の動向に注視しつつ、令和8年度の国民健康保険料の改定に向けて検討を進めた結果、西東京市健全化計画に基づいた保険料率の見直しが必要であると判断した。
- (2) 上記2（答申事項）のとおり賦課限度額及び軽減判定所得については、政令改正の趣旨を踏まえた見直しが必要である。

### 4 付帯意見

- (1) 西東京市では、この10年以上の間、保険料全体に係る料率の改定を行うことなく、現在に至っている。この間、新型コロナウイルス等の流行等もあり、政策的判断により保険料率の改定が見送られた経過もある。

そのような状況もあり、国保財政の收支を整えるため、一般会計予算から多額の法定外繰入が行われており、その解消に向けた取組が急務である。

国民健康保険をめぐっては「各都道府県内の被保険者間の受益と負担の公平性を確保する観点から国民健康保険料の「完全統一（都内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準とすること。）」の実現が求められている。

平成30年度の国保制度改革により都道府県は、国保財政運営の責任主体となり、その東京都が策定する国民健康保険運営方針（国民健康保険法第82条の2）により東京都と都内区市町村が一体となり安定的な財政運営を行う必要があるとされている。

西東京市においては、今後も西東京市健全化計画に基づき、着実に繰入金の解消を目指すべきである。

一方で、保険料の改定については、その時々の市民の生活、市政の状況を十分に踏まえながら、総合的に判断されたい。

- (2) 今後も医療費の増加が見込まれ、国保財政は更に厳しくなることが予想されることから、保険者として保健事業の確実な実施のほか、医療費の適正化や収納率の向上による歳入確保に努めるとともに、国保制度の安定的かつ持続的な運営のため、財政支援の更なる拡充を図るよう、引き続き、国や東京都に要望されたい。